宮城県知事
村 井 嘉 浩　殿

要　　望　　書

令 和 ８ 年 ９ 月
宮 城 県 市 長 会

宮城県内１４市の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、宮城県市長会は、本年８月２１日、名取市において宮城県市長会議を開催し、各市からの議案を審議し、要望事項として採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

宮城県市長会
会長　富谷市長　若生　裕俊

宮城県市長会名簿

職名	氏　　名	役職
富谷市長	若　生　裕　俊	会　長
名取市長	山　田　司　郎	副会長
栗原市長	佐　藤　　智	副会長
東松島市長	渥　美　　巖	副会長
塩竈市長	佐　藤　光　樹	監　事
登米市長	熊　谷　康　信	監　事
仙台市長	郡　　和　子	顧　問
気仙沼市長	菅　原　　茂	顧　問
石巻市長	齋　藤　正　美	
大崎市長	中　島　源　陽	
白石市長	山　田　裕　一	
角田市長	黒　須　　貫	
多賀城市長	深　谷　晃　祐	
岩沼市長	鬼　澤　　聡	

県に係る要望一覧

	要望・決議事項	頁
県への要望	東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	1
	クマ被害防止対策への支援強化等を求める決議	3
	公共事業関係費の確実な確保について	4
	行政のデジタル化への財政支援について	5
	「書かない」「待たない」「行かない」窓口の実現に向けた手続きの簡素化及びオンライン化の推進について	6
	みやぎ県民公式アプリ「ポケットサイン」の機能拡充等について	7
	地域医療の充実について	8
	介護保険制度の充実について	10
	医療費助成制度の充実強化について	11
	幼児教育・保育の無償化について	12
	児童屋内遊戯施設運営の支援について	13
	大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業の規制強化について	14
	特別支援教育の充実について	15
	学校給食費の無償化について	16
	教育人材の確実な確保について	17
	持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支援について	18
	被災地復興における教育旅行の推進について	21
	物価高騰に係る中小企業及び農水畜産業者への支援について	22
	中東情勢に伴う建築資材価格の高騰対策について	23
	県央地域の交通網の整備について	24
	県南地域の交通網の整備について	25
	三陸沿岸部の道路交通網の整備について	26
	ローカル線の利用促進に向けた支援について	27
	宮城県における水道事業の広域化推進について	29
	流域治水事業等の推進について	30
	津波浸水想定の対策について	31

※網掛は新規要望、趣旨を新たにした要望、または項目に追加のある要望

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から 15 年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け着実に歩みが進んでいる。

令和 7 年６月 20 日に「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更が閣議決定され、第３期復興・創生期間の方針が示されたところであるが、今なお残る課題を解決し復興を進めるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１．被災者の生活再建支援等について

(1)震災被害により心のケアや学習上の支援が必要な児童生徒に対し、よりきめ細やかな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、養護教諭を含めた加配教員による支援を継続するよう国に働きかけること。

(2)被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金に代わる補助金等の創設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うよう国に働きかけること。

２．地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

(1)震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じるよう国に働きかけること。

(2)防災集団移転元地の活用については、未相続地や共有地と市有地等が混在しており、震災から15年が経過した現在においても、依然として活用が進まない現状がある。

このため、防災集団移転元地の活用について、現制度の抜本的な改正により、国において一括買上げした後に、被災自治体へ払下げするなどの措置を講じるよう国に働きかけること。また、防災集団移転元地の土地利用の推進や草刈り等の維持管理費に対する新たな補助制度を創設するなどの財政措置を講じること。

３．原発事故に対する対応について

(1)放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。さらに、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰したことが確認され、保管自治体が指定解除を行った廃棄物についても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、国が責任を放棄すること無く処理完了まで対応することについて、国に強く求めること。

8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理に対し国が柔軟な対応と十分な財政的、技術的支援を行うよう強く求めること。

(2)除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援にとどまらず、国の責任において処分するよう強く求めること。

(3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分を市町村が処理に向けて取り組む場合、十分な財政的、技術的支援を行うよう国に強く求めること。

(4)原発被害をことさら福島県等に限定しないよう国及び関係機関に求めること。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。

さらに、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか１年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう要望すること。

(5)イノシシ被害が拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており（一部を除く）、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、捕獲頭数に比例して解体後の処理の費用も増加していることから、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。

(6)ＡＬＰＳ処理水については、海洋放出以外の処分方法ならびに、トリチウム除去技術の継続検討を行うよう国に強く求めること。令和５年８月からの処理水海洋放出に伴い、輸出取引の停止、禁輸措置による価格下落、資金不足や生産計画が立てられない等の被害が発生しており、引き続き、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進め、地域の水産業が安定的な事業継続を行えるよう、消費拡大を含めた積極的な支援を国に求めること。輸入規制措置を行う一部の諸外国に対し、規制の解除、緩和が図られるよう働きかけること。また、放射性物質の測定にかかる費用については、令和９年度以降も国の予算措置を継続するよう求めること。

クマ被害防止対策への支援強化等を求める決議

近年、クマの出没は中山間地域にとどまらず、市街地や住宅地、通学路、観光地など人の日常生活圏にまで拡大しており、全国的にも増加傾向にある。特に昨年は、県内でもクマの出没数、人身被害、死亡事故が過去最大となり、住民の生命及び安全・安心な生活環境を脅かしているほか、地域経済への影響も懸念されるなど、被害防止に向けた実効性の高い対策の推進が急務となっている。

クマ被害防止対策として交付される指定管理鳥獣対策事業交付金については、補助率や対象経費が直近の出没状況を踏まえた財政負担の増加に十分対応していないほか、交付決定時期が夏以降となることが多く、自治体における年度当初からの事業執行の支障となるなど、制度運用上の課題も顕在化している。

また、各市町村においては、クマ被害の防止に向け、緊急銃猟による対応や箱わなによる捕獲、誘引物の撤去などの対策を進めているが、捕獲従事者の確保や安全管理体制の整備などについては、市町村単独での対応が困難となっているほか、箱わなを用いたいわゆる「通常捕獲許可」については、許可申請前に県職員の現地立ち合いを要するなど、市町村が迅速な対応を実施するうえで課題となっている。

よって、クマによる人身被害の防止及び地域住民の安全確保を図るため、国及び県、市町村が連携して取り組む体制を構築し、地域ごとの実情に応じて迅速かつ効果的な対策を実施できるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1　個体数管理に係る県の管理計画の見直しを図り、個体数の削減を行う取組を強化するとともに、早急な被害防止対策のため、県が権限を有する箱わなを用いた「通常捕獲許可」について、希望する市町村への権限移譲を着実かつ早期に実施するとともに、円滑に運用が開始できるよう必要な支援を講じること。

2　捕獲従事者の安定的な確保並びに緊急銃猟制度が円滑かつ安全に運用されるよう、麻酔銃猟作業者の育成や増員及び狩猟免許試験実施機会の拡充、捕獲従事者及び市町村職員に対する実地研修の充実、ガバメントハンターの育成及び市町村への支援体制の強化を講じること。

公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の拠出等、市において様々に対応せざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、当初予算ベースでは前年度比で微増し６．１兆円規模の水準で推移している。

しかしながら、近年、全国各地で毎年のように水害などの災害が発生しており、令和元年東日本台風は各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内では死者 19 名、行方不明者２名、全壊 302 棟、半壊・一部損壊・床上床下浸水は１万 9,600 棟を超えるなど、幾多の生命と財産が失われ、地域で暮らす住民の不安が非常に高まっている。

国民の生命・財産の保護は、行政の果たすべき根幹的な責務であることから、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化するインフラ・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していく必要がある。特に、県内においては、平成 27 年９月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風で決壊した河川堤防が、令和４年７月 15 日からの大雨により短期間のうちに再び決壊している自治体もあることから、気候変動を踏まえた流域治水を強く推進していくことが重要になっている。

さらに、国民の生命、財産を守るためには、十分な財源と職員を継続的に確保していかなければならず、また地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも、補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全県的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度の災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。

２　越水や堤防が決壊した河川などリスクの高い危険箇所について、緊急的かつ強力な防災・減災対策のため、堤防の質的強化やかさ上げ、河道掘削など原形復旧にとどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ること。

行政のデジタル化への財政支援について

行政のデジタル化は、住民サービスの利便性向上や業務の効率化を図る上で不可欠であり、国の「自治体 DX 推進計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、さらには「地方創生 2.0 基本構想」においても、その推進が明確に求められている。

これを受け、自治体では行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの利活用、システムの標準化・共通化、AI や RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入など、さまざまなデジタル施策を進めている。

一方で、こうした先進的な取組を支える情報システムの多くは、現在、クラウドサービスを中心とした提供形態へと移行しており、導入後も継続的に費用が発生するクラウド利用料をはじめとしたランニングコストの負担が極めて大きくなっている。

住民情報システムや文書管理システムなど、基幹系システムのクラウド化に関する取組状況は基準財政需要額の算定に反映されている一方で、「書かない窓口」などの先進的な取組については、算定に反映されていないのが現状である。

実際、ガバメントクラウドへの移行に際しては、従来のシステムに比べて経費増が見込まれており、加えて保守・運用やセキュリティ対策に係る費用も恒常的に発生することから、新たなシステム導入が進むほどに一般財源への負担が増大し、結果として財政の硬直化を招くというジレンマに、現在多くの自治体が直面している。

デジタル社会の実現は、全国すべての自治体が歩調を揃えて取り組むべき国家的プロジェクトであり、持続可能な行政サービスの基盤となるものであるが、その実現に向けては、初期導入段階の支援にとどまらず、ランニングコストに対する安定的かつ継続的な財政支援が不可欠である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

自治体が導入するデジタルサービスに係るクラウド利用料、サブスクリプション費用、セキュリティ対策費等のランニングコストに対して、恒常的かつ実効性のある財政支援制度を創設・拡充すること。

「書かない」「待たない」「行かない」窓口の実現に向けた手続きの簡素化及びオンライン化の推進について

国では、マイナンバーカードを活用した住民との接点の多様化・充実化、窓口業務の改善などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図る「自治体フロントヤード改革」を推進している。

各自治体では、死亡届や出生届、転入届などライフイベントによる住民異動等の届出に伴う各種手続きにおいて、氏名・住所等の重複記載が多く来庁者の待ち時間が発生していることや対応職員の事務負担が大きいなどの課題について整理し、対応策の検討を行ったところであり、住民異動等の届出（※１）等が提出された場合には、地方単独事業である「子ども医療費助成」「母子・父子家庭医療費助成」「障害者医療費助成」について、同一事由の届出があったものとみなし、当該届出を不要とするため、本年６月に関連する３条例の改正を行っている。

しかしながら、国・県の定めに基づく各種障害者手帳に関する届出や児童扶養手当に関する届出、年金機構が定める国民年金に関する届出及び宮城県後期高齢者医療広域連合が定める後期高齢者に関する届出の一部などについては、各自治体で見直すことができない状況となっている。

このことから、住民の重複記載を削減するためには、住民異動等の届出をもって同一事由の届出があったものとみなす取扱いへのそれぞれの運用見直しが不可欠であり、これらを推進するには各自治体と届出を所管する県や国、機関等が意識の共有を図り、協働で進めていくことが重要となる。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　「書かない」「待たない」「行かない」窓口の実現に向けて、手続きの簡素化へ積極的に取組むとともに、届出を所管する国や機関等への働きかけを行うこと。

２　国がマイナポータルを通じた転出届や出生届のオンライン手続を可能としていることを踏まえ、オンラインによるワンストップ窓口の実現に向け、上記届出等のオンライン化を旗振り役となって推進すること。

※１　住民異動等の届出：転居、転出、死亡、婚姻、離婚、入籍、養子縁組、養子離縁

みやぎ県民公式アプリ「ポケットサイン」の機能拡充等について

県が導入しているマイナンバーカードを活用したみやぎ県民公式アプリ「ポケットサイン」は、確実な本人確認を基盤に、デジタル地域ポイント「みやポ」や健康増進機能、そして中核機能である「みやぎ防災」など、多様なサービスを一体的に提供するプラットフォームである。

本年 2 月に、当初「5 年間（2028 年度まで）」を想定していた登録者数 100 万人の目標を、わずか 2 年間で達成（103 万人超）したことが発表された。これは「単なるダウンロード数」ではなく、デジタル身分証の性質上「1 台の端末にしか登録できない厳格な実数（稼働数）」であり、県民のスマホ内アプリとして LINE や PayPay に次ぐ圧倒的な普及シェアを獲得している。

特に「みやぎ防災」機能は、避難所における二次元コードを活用した迅速なチェックインを可能とし、東日本大震災の教訓を踏まえた「大規模災害時における確実な安否確認」及び「要配慮者（妊産婦や人工透析患者など）の迅速な把握と適切な物資配分」を実現する、命を救うための「避難所 DX」として極めて重要な位置付けにあり、ポイント配布はあくまで普及の契機で、本質は災害時に機能する社会インフラの構築である。今後はこれを単なるデジタルツールに留めず、実効性のある防災・行政インフラとして社会実装・定着させることが強く求められている。

本アプリは、マイナンバーカードとの連携により、確実な本人確認と住民登録地に応じた情報配信を可能としている。しかしながら、県民の日常生活は単一の自治体内にとどまらず、通勤・通学、あるいは肉親の居住地など、広域かつ複数の自治体にまたがっているのが実態である。災害時において「滞在している場所」や「大切な人がいる場所」の危機管理情報を網羅するためには、住民登録地以外の自治体情報を簡素な手続で受信できる機能の拡充が不可欠である。

これらは、県民の命と安全に直結する極めて重要な課題であることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1　任意設定による「複数自治体の災害情報」受信機能の追加

マイナンバーカードに紐づく住民登録地（現住所）の自動配信に加え、利用者がアプリ内の個人設定により、県内 35 市町村の中から「任意の自治体」を複数選択（フォロー）し、平時から災害情報を自由に受信できる機能を追加すること。

2　アプリ起動時の「位置情報連動（自動反映）」への UI（ユーザーインターフェース）/UX（ユーザーエクスペリエンス）改善

緊急時において、利用者がアプリのアイコンをタップ（起動）した瞬間、スマートフォンの GPS 位置情報を活用し、「いま滞在している場所」の災害情報や避難所情報がトップ画面に最優先で自動反映（一発表示）されるよう、操作プロセスを簡素化すること。

3　現在地の位置情報を反映した「プッシュ通知の最適化（セグメント配信）」機能の追加

スマートフォンの位置情報（GPS）と連動し、同一市町村内であっても、利用者が「今いるエリア」に最適化された防災情報をプッシュ通知する機能を実装すること。これにより、全域一斉配信ではなく、真に警戒が必要な地域に絞ったピンポイントな情報提供を可能とすること。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

そのような中、自治体病院を取り巻く経営状況は、人件費、医薬品費、燃料費等エネルギー価格の高騰に伴い経費負担が増加しており、経営の健全化に向けなお一層努力しているが、病院施設の老朽化や医療設備の更新等多額の費用を要することから、自治体病院の多くは経営破綻の危機に瀕している。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏ごとに見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、５疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）や６事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

特に救命医療については人員確保、設備の維持など多額の経費を要し、持続性への懸念が高まっている。

よって、地域医療の充実及び持続性の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療をはじめとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。

２　県内の二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。

３　救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。
　また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、さらなる啓発を行うこと。

４　各医療圏の連絡調整のため、基幹病院、消防機関、市町村等で構成する連絡会議を設置するとともに、休日・夜間の救急体制の維持、居宅・介護施設の高齢者が自らの意思に沿った救急医療を受けられるような広域的な環境の整備に主体的に取り組むこと。

５　地域ごとに診療科別必要医師数を配置する施策を確立すること。併せて良質な医療を提供するために医師及び看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の確保、定着を図るための財源措置を講じるよう国に求めること。

６　医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の

入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急に構築するなど、各種支援措置を講じること。
　また、令和６年４月からは働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用され、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策など、医療体制の一層の整備を図ること。

7　救命医療について、地域ごとの長年の医療体制の整備過程によってその費用負担のあり方が決定し、公平な負担割合となっていないことから、当該医療機能を享受するすべての市町村で公平に負担することとなるよう、費用負担の指針を示すなど市町村間での合意形成が円滑に進むような対策を講じること。

8　地域医療構想の実現に向けて、関係者間で丁寧な議論を行いながら、国及び県が主体性を持って推進するとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政措置を講じること。併せて病院施設や医療設備の改修及び更新に十分な財政措置を講じること。

9　第８次宮城県地域医療計画（地域医療構想）において回復期や慢性期病床の転換を求めているが、その後方として介護・在宅の充実が不可欠であるため、介護施設整備に要する財政措置、介護職員の勤務環境の改善を図ること。

10　地域医療の充実及び持続性の確保のため、市町村が独自に行う医療機関への財政支援等を含む体制整備に対して、財政措置を講じること。

11　地域医療構想の実現に向け、主体となり協議・調整を行い、地域の実情に応じた医療体制を構築していくものであることから、「仙南医療圏地域医療推進協議会」の設立に至った危機意識・危機的状況を十分に理解し共有した上で、県が主導となり議論を行うこと。

介護保険制度の充実について

介護保険制度は、超高齢社会を迎える中、利用者は増加の一途を辿り、給付費が増大する一方で、介護需要の増加に伴う担い手不足は深刻さを増しており、利用者のニーズも多様化している状況である。

このような中、市町村はこの制度を円滑に実施し、地域包括ケアシステムを構築していくため、最大限に努力しているところであるが、利用者が安心してサービスを受けられるよう、将来的な介護の担い手確保に向けた取組みをはじめ、更なる制度の運営基盤の充実と一部制度の見直しを行うことが不可欠である。

また、昨今の物価高騰等の影響により介護保険サービス事業者の経営は厳しさを増しており、利用者にサービスが安定して提供されるためには、事業者に対し継続的な支援を行う必要がある。

よって、介護保険制度のより一層の充実を図り、安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

近年、市町村からの申請額を減額交付している「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」に係る補助金について、市町村が減額分を独自財源で補填している実情を踏まえ、安定的な制度の実施のため、制度所定の割合に基づく補助額を確実に交付すること。

医療費助成制度の充実強化について

子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、多くの市町村で上乗せ助成を行っており、少子化対策に関する地域間格差が生じている。

宮城県内においては、全市町村で対象年齢を 18 歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し実施しているが、それに対する県の補助が大幅に乖離しているため、市町村の財政を圧迫している。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

子ども医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付が実施されている一方で、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払いとなっており、受給者にとって経済的負担となっている。

国は、地単公費について、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるようにいわゆる現物給付化の取組みを推進しているほか、医療費助成のオンライン資格確認を推進し、令和８年度中の全国規模での実施を目指すとともに、診察券としてマイナンバーカードを利用できる医療機関の拡大を図ろうとしている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　子ども医療費助成制度、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度において、「医療費助成の受給者証や診察券とマイナンバーカードの一体化」の早期実現に向け、医療機関に働きかけを行うなど、県全体の調整をより早急に図ること。

２　現在県内受診分のみ現物給付となっている子ども医療費助成制度に加え、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度について、県下統一した現物給付化に向け、県全体の調整をより早急に行うとともに、国に対し、療養給付費等負担金減額措置を廃止するなど、財政支援の充実を図るよう要望すること。

３　心身障害者医療費助成事業への補助について、充実強化を図ること。

４　国における全国一律の制度が創設されるまで、市町村が行う乳幼児医療費助成事業への補助について、市町村が助成対象とする年齢に適合した基準を設けるとともに、受給対象者の所得制限の限度額を緩和すること。

幼児教育・保育の無償化について

少子高齢化に伴う人口減少は、全国的かつ喫緊の課題であり、地域社会の維持や地域経済の持続可能性にも大きな影響を及ぼしており、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することは、少子化対策として極めて重要である。

現在、国においては幼児教育・保育の無償化として、３歳児から５歳児の全世帯及び０歳児から２歳児までの住民税非課税世帯を対象としているが、仕事と育児の両立を望む多くの子育て世帯にとって大きな負担が残るなど、軽減措置の対象外となっている家庭に対する支援の充実が求められている。

幼児教育・保育の無償化は子育て世帯の経済的負担の軽減に資する重要な施策であり、限られた自主財源の中で軽減措置を実施している自治体も少なくない。

しかしながら、自治体間で財政力に差がある中、子育て支援施策に地域間格差が生じるべきではなく、本来、全国一律の制度として実施されるべきものである。

よって、少子化対策及び子育て世帯の負担軽減を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

国に対し、給食費の「完全無償化」を実現するため、地方自治体の自主的な支援を補完するための交付金等の拡充を行うよう要望すること。

児童屋内遊戯施設運営の支援について

児童屋内遊戯施設は、天候や季節、近年の深刻な夏季の猛暑といった気候変動に左右されず、児童が安全かつ快適に、思いきり体を動かして遊べる施設として、子育て世代のニーズが高い状況にある。全国的にも多くの自治体において設置が進んでおり、子育て支援施策として少子化対策や定住促進にも有効である。

一方で、こうした施設の運営費には、主として概ね３歳未満の児童及びその保護者を対象とした「親子の交流の場の提供」や「子育て相談」など４つの基本事業を行うことにより、子ども・子育て支援交付金の対象となるものの、一定の基準額までが交付対象となっており、自治体の財政負担が大きいことから、施設の運営に要する支援など、新たな支援制度の創設が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

県内一律の「児童屋内遊戯施設運営費支援制度」を創設し、地域間格差のないよう少子化対策の一環として児童屋内遊戯施設運営への支援措置を講じること。

大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業の規制強化について

脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの普及促進は重要であるが、大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業については、防災や水源涵養といった多面的機能を有する森林をはじめとする自然環境や景観に著しい影響を与えることが懸念され、地域住民を中心に不安の声や反対意見も挙がっている。

森林地域における太陽光発電事業については、森林法に基づく林地開発許可制度による規制がなされているものの、開発許可の要件を充足する場合には環境に多大な影響を与える大規模な森林伐採も可能となっている。こうした課題に対しては、各自治体においても、独自条例の制定等により対策を講じているところであるが、現行法令における規制の枠内に留まらざるを得ない。

太陽光発電事業による自然環境保全や地域共生上の課題が全国的に生じている状況を踏まえ、「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」に基づく規制強化等を速やかに進めるとともに、省庁連携のもと厳格な制度運用を図ることが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

国による規制強化がなされずとも、森林法の林地開発許可基準の更なる厳格化を検討するとともに、事業者による設置工事が適切になされているか監視を徹底し、違反行為が発覚した場合には厳正に対処すること。

特別支援教育の充実について

小・中学校の特別支援学級においては、在籍児童生徒の増加や障害の重複化、多様化に伴い、個別の教育的ニーズに応じた適切な対応と人的配置が課題となっている。

加えて、通常の学級における発達障害児の増加に伴い、特別支援教育支援員の必要性は増しているが、国の財政措置（地方交付税）による人員の配置は、地域の財政状況により異なり、自治体によっては十分図られていない現状にある。

さらに、特別な教育的支援を必要とする児童への医療・福祉との連携や保護者支援等、連絡・調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割は、小・中学校において年々重要さが増してきている。

国においては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していく方向性が示されており、その実現のためにも教員が児童生徒一人一人にきめ細かな指導と支援を行う上で、更なる教育環境の向上が求められている。

よって、特別支援教育を巡る上記のような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　特別支援教育支援員について、県による人的配置を検討すること。

２　小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置を進めること。

学校給食費の無償化について

義務教育における授業料や教科用図書については、教育基本法第５条第４項の規定及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により無償とされているところである。一方、学校給食法第 11 条第 1 項で学校給食の実施に必要な施設等の経費や学校給食運営に要する経費は学校設置者の負担とすると定められているが、「食材費」（いわゆる、学校給食費）については同第 11 条第 2 項及び同施行令により保護者負担となっている。そのため、保護者負担の増加を抑えるために公費負担による独自支援を行っている市町村もあるが、いずれも財政への影響は大きく、給食の質を維持しながら対応を継続することは困難な状況となっている。

こうした中、国は、学校給食費の抜本的な負担軽減のため、令和８年４月から公立小学校の給食費について児童一人当たり月額 5,200 円を基準額とする財政支援を行うこととしたところであり、保護者負担の軽減と学校給食の安定的な実施に資する大変意義のある取組であると評価している。

一方で、基準額を超える部分の負担方法については自治体判断に委ねられていること、小学校のみが対象となっていること、さらに学校給食法の改正が行われることなく「予算補助」として実施されることから、全国どの自治体においても安定的に格差なく取り組める制度としての今後の継続性が必ずしも確保されていない。

このため、国には、真の意味での小学校給食の完全無償化実現に向け持続的かつ安定的な財政支援の制度化を図るとともに、中学校給食費への支援についても、早急に拡充を検討することが求められている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

国策として全国一律に小中学校の学校給食費の完全無償化を実施するよう、国へ強く働きかけること。

教育人材の確実な確保について

「教育は人なり」と言われるように、教育の質や成果を左右するのは教員であり、教職は、我が国の未来を拓く子ども達を育てるという崇高な使命を有する職業である。

現在の教員の厳しい勤務状況や教員不足の改善は喫緊の課題であり、教員を取り巻く環境を抜本的に改革し、質の高い学校教育を実現する必要がある。

その実現に向けて、国及び都道府県は、①学校における働き方改革の更なる加速化、②教師の処遇改善、③学校における指導・運営体制の充実、④優れた人材が教員を目指すための支援を一体的に推進している状況である。

特に、③のうち小学校高学年の教科担任制については、早期から専門的な教科指導が受けられるとともに、教員にとっては持ちコマ数の軽減に資するものであるため、強力に推進していく必要がある。

また、多様な専門性を有する人材を確保し、きめ細かい指導体制の構築するにあたり、特に特別支援教育に関して、調査に基づく実態に合う国の支援が必要である。

本県においては、児童生徒の不登校の出現率は全国平均と比較してかなり高い状況にある中、「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を実施し、不登校傾向にある児童生徒への対応及び不登校児童生徒への自立支援や学校復帰支援体制の構築を行う市町村に財政支援を講じているが、当該事業に対する補助金の財源には復興財源が使われていることから、段階的に補助率が下がっており、復興事業終了後となる令和９年度以降の補助の方向性についてはいまだ示されておらず、各市町村の事業見通しが不安定となっている。

心のケアハウスは家庭と学校の中間的な子どもの居場所としての存在意義が益々増してきており、継続的な不登校児童生徒対策としての人的支援が求められている。

④については、教員の養成・採用・現職の一貫した改革が必要であり、教員の魅力を高め、志ある優れた人材が教員を目指すための支援が重要である。

国では、「奨学金を活用した若者の地方定着要綱」に基づき、地方自治体が地元企業へ就職・定住を条件に、若者が抱える奨学金を支援する制度を導入しているが、奨学金返済の負担を軽減し、若者のＵＩＪターン就職や地元定着を促進するという目的は教員にも当てはまるものであることから、国の財政支援により県が教員に対する奨学金返還支援を行えるよう制度を構築していく必要がある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　教育支援センター及び校内教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行うための人員の確保に向けた加配の拡充、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置の充実及び補助事業による財政支援を拡充するなど、必要な措置を講じること。

２　みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業を市町村において継続的かつ計画的に児童生徒への支援が行われるために、復興事業としてではなく、通常事業として令和９年度以降も継続するとともに、現行の補助率を維持すること。

３　若者のＵＩＪターン就職や地元定着を促進し、優れた人材が教職に就くように、教員として一定期間以上勤務した場合に、奨学金の返還を免除・軽減する事業を検討すること。

持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支援について

宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第２位の大豆作付面積を有している。今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、国及び県は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な推進が必要である。

水田農業においては、主食用米の需給と価格の安定を図り、水田活用の直接支払交付金など各種メリット対策を最大限に活用しながら、米形態の生産を維持したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米（輸出用米）や加工用米、主食用品種を含めた飼料用米などの生産を、これまでどおり推進するとともに、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物への作付転換を一層進めていくことが必要である。

このような中、国においては、令和９年度から水田政策を根本的に見直すとし、制度の内容を公表したところである。新たな制度では、水田・畑に関わらず、作物ごとの生産性向上に取り組む農業者の支援へ見直すこととされている。水田農業に係る交付金は、地域農業の骨格を支えてきたことから、見直しの検討に向けて生産現場の実情を踏まえ、地域農業の将来が展望できる施策の構築が求められている。

また、近年はイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから、官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、捕獲個体処置とした埋却場所の確保や焼却処理経費の増大、野生イノシシによる豚熱感染症などの問題や鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

よって、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組めるよう次の事項について、国に強く求めるよう要望する。

記

１　農農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算での安定的かつ確実な財源を確保すること。

また、温暖化等気候変動による影響で、全国で豪雨災害等が頻発化している中、あらゆる関係機関が協働で取り組む「流域治水」を推進するにあたり、水田の持つ雨水貯留機能を最大限に活用する「田んぼダム」の更なる普及が必要である。地域の水害減災のため田んぼダムに積極的に取り組んでいる関係農家や自治体に対し、各省庁の垣根を越えた交付金制度及び補償制度を新たに創設すること。

２　水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中、多年生牧草の戦略作物助成について、播種を行わず収穫のみを行う年の単価を 35,000 円/10ａから 10,000 円/10ａに減額したが、見直しされた交付要件による交付金の減額が続いた場合、賃借料の負担増が見込まれ、畜産農家が農地を返却することや、経営圧迫による廃業も懸念され、結果的に耕作放棄地の増加にもつながることから、交付金の削減に対する支援措置を速やかに講じること。

３　産地交付金事業について、生産の目安の確実な達成に向け、実効性のある作付転

換を図るために、地域における特色ある取組への産地交付金の増額を講ずるとともに迅速な事務手続きを講ずること。また、その他、経営所得安定対策交付金などの交付金における事務手続きについて、簡素化すること。

4　稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、主食用米の需給調整の仕組みについては、取組状況の検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。
　併せて、米の再生産可能な適正価格の形成と、需要に応じた安定供給ができるようにすること。

5　食料自給率の向上や収益力の高い水田農業を実現するためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米（輸出用米)、加工用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等の作付けを推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、農業経営に支障が生じることがないよう安定した財源の確保を図ること。
　また、令和９年度以降の同交付金を含む水田政策の見直しに当たっては、水張りの要件を受けて、既に畑地化促進事業を活用した農業者との不公平が生じないよう配慮するなど、現場の課題を十分に踏まえたうえで、将来にわたり農業者が安心して生産に取り組むことができるよう、慎重に検討すること。

6　更なる米の輸出拡大及び国内の米需給バランスの改善や学校給食における米飯給食日の拡大により、長期的な米の消費拡大を図ること。

7　国の制度である「収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金)」について、概算での当該年中の支払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講じること。

8　農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）や収入保険制度などの補償制度に対して、全ての農家が加入できるよう加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うとともに、稲作農家等を対象とした燃油及び肥料などの輸入原材料高騰に対応するため、価格安定を目的とした補てん金交付による新たなセーフティネット制度を講じること。

9　生産の効率化や省力化、低コスト化を進めるため、自動操舵システムや農業用ドローン、自動給排水栓などＩＣＴ化やＡＩを活用したスマート農業に対する予算を継続して確保すること。

10　鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉（ジビエ）の放射能及び豚熱の検査体制の強化と検査費用等の支援の拡大、捕獲した個体の広域的な処理を可能とする施設の整備及び支援、また、鳥獣被害対策指導員の配置をはじめとする関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施すること。

11　国産飼料の生産性向上を図るため、生産体系を見直しするにあたり、子実用とうもろこしについては、農研機構の実証により、労働時間の減少による省力化、排水性が良くなる土壌改善、後作の大豆栽培での収量増加、水害に比較的強く、また、乾田直播栽培、大豆との三輪作でのブロックローテーションなどの実証効

果があり、非常に有望である。海外飼料に頼らず、国産飼料の自給率を上げ、耕畜連携にも繋がる「子実用とうもろこし」の生産拡大のためのソフト及びハードの支援策を講じること。

12　食料・農業・農村基本法における、食料安全保障を確保するため、国内での米不足及び需要の増加状況を的確に把握できるよう、政府及び JA のみならず、米卸等の民間との連携を強化し、適正な生産の目安を設定することで、海外からの米の輸入量を増やさず、国民に国内生産の主食用米を供給できるようにすること。

13　加工用米等の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収について、地域の実状との乖離が大きいことから、従来どおりの 1.70mm ベースでの積算ではなく、各都道府県で最も使用されている生産者ふるい目ベースでの積算とすること。

14　地域農業再生協議会の事務費支援である経営所得安定対策等推進事業費補助金については、前年から大幅な減額となったところだが、今後の水田政策を進めていく中で、地域農業再生協議会の役割は大きく、これまで以上の人員を備え推進する必要があるはずであり、同補助金額の減額はこのことに逆行していることから、円滑な協議会運営が可能となる補助金額を確保すること。

15　人口減少に伴う需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、市場の需給バランスの適正化に向け、政府備蓄米の機動的な買い入れと買い戻しを適切に実施すること。

16　コメ新市場開拓等促進事業の採択基準について、事業に新規に取り組む農業者の割合の項目が高配点となるなど、これまで先進的に取り組んでいた自治体にとって不利な採点基準となっていることから、既存事業のほか、今後、新たな事業を創設する際には、採択制を取らず、要件を満たしている申請者が全て事業対象となるよう必要な予算を確保すること。

被災地復興における教育旅行の推進について

東日本大震災から 15 年が経過し、震災で甚大な被害を受けた沿岸自治体については、国や宮城県からの手厚い財政支援により、復興事業のハード部分は概ね終了しているところであり、現在は被災した方々に寄り添った心の復興事業に傾注しているところである。

このような中、宮城県内への教育旅行宿泊生徒数は、震災前の平成 22 年を下回る状況が続いており、宮城県においては、新しい観光への取組を推進するため「第６期みやぎ観光戦略プラン」に基づき、教育旅行の誘致等を強化しているほか、自治体においても、震災伝承・防災教育を主軸とした教育旅行の誘致を図るため、石巻圏域２市１町の首長による大手旅行業者へのトップセールス活動や、宮城県市長会として台湾航空会社や旅行会社へ誘客ＰＲを行っているところである。

本県は、日本三景松島の一角を占める「奥松島」を有しており、東松島市においては、ＳＤＧｓの理念に沿って持続可能な観光地を目指して取り組みを進めた結果、令和４年９月にオランダに本部がある国際的な観光地の認証機関、グリーン・デスティネーションズから宮城県初の「世界の持続可能な観光地トップ 100」、令和５年 10 月にスペインに本部がある、国連世界観光機関（UN Tourism）から東北地方初の「ベスト・ツーリズム・ビレッジ 2023」にそれぞれ選定されており、これら世界基準の認証は、国から「ＳＤＧｓ未来都市」並びに「第１回脱炭素先行地域」に選定されたことに起因しており、近年海外で関心が高まっているサステナブル・ツーリズムへのＰＲに対して大変効果的となるものであるが、市や圏域単位でのＰＲでは認知度向上に限界があり、効果的な広報活動が課題となっている。

仙台空港国際線定期便が拡大し、海外旅行者も増加していることから、被災地での防災教育や県内の豊富な観光資源を教育旅行へ取り込むことは、交流人口の拡大や地域活性化を推進するうえで極めて重要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　教育旅行を通じて交流人口拡大と観光関連産業の活性化を図るため、国内外の教育機関や旅行代理店などの関係機関に向けて積極的な誘客活動を展開すること。

２　被災地復興に資する教育旅行について、事前に現地を下見する場合の視察費用について必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

物価高騰に係る中小企業及び農水畜産業者への支援について

昨今の中東情勢をはじめとした国際情勢の不安定化等を背景に、原材料・エネルギー価格等の高騰、石油製品等の供給制約が生じており、中小企業や農水畜産業者の事業活動に大きな影響を及ぼしている。こうした状況を踏まえ、事業の継続と地域経済の安定化に向け、県内の中小企業、農水畜産経営に対し、引き続き着実な下支えが必要である。

また、原材料・エネルギー価格の上昇が続く中、収益が悪化し、資金繰りが厳しい中小企業等が多く存在している。地域経済の発展のためには地元中小企業等の活性化・成長が不可欠であることから、供給の目詰まり解消に向けた対策や、物価高騰に対応した経営改善支援策及び成長支援策のさらなる展開や拡充が必要である。

農水畜産業者に対しては、これまでも各自治体において国の臨時交付金等を活用した支援策を展開してきたが、昨今の電力、資材・飼料等の価格高騰により事業者は依然として厳しい経営状況となっており、事業継続に向けた支援が引き続き必要である。

よって、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1　電力・ガス・燃油価格等の高騰等の影響が幅広い業種の事業者に及ぶ中、地域の中小企業の事業継続のため、安定的かつ継続的な施策を講じること。

2　物価高騰等に対応して中小企業等が適切に賃上げを進められるよう、賃上げ原資の確保に向けて、中小企業等の収益力向上に資する生産性向上や高付加価値化等のための取組みへの支援を強化すること。

3　資材・飼料価格やエネルギー価格等の高止まりが続いていることから、これらの影響を受けている農業者、畜産業者及び漁業者等に対する事業継続に向けた支援を引き続き実施すること。

中東情勢に伴う建築資材価格の高騰対策について

中東情勢の緊迫化に伴い原油価格が急激に上昇し、塗料、シンナー、断熱材、防水材等の石油化学製品をはじめとする建築資材の価格が急騰している。建築資材価格は、世界的な原材料価格の上昇や円安等を背景に既に高い水準で推移してきたところであり、建築業界はもとより、住宅の新築や改修を予定する建築主にも深刻な影響が及んでいる。

県内においても、建築工事費の上昇により、建築主が住宅の新築や改修の計画を延期せざるを得ない事例が生じているほか、地域の建設業者からは、資材の調達価格や納期の見通しが立たず、工事の受注や施工に支障を来しているとの切実な声が寄せられており、地域経済や市民生活への影響が強く懸念されている。

さらに、公共工事においても、予定価格と実勢価格の乖離による入札不調や、契約後の資材価格の上昇に伴う受注者の負担増が懸念されるなど、その影響は民間建築のみにとどまらず、社会資本整備の着実な推進にも支障を及ぼしかねない状況にある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1　県の公共工事において、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定及びインフレスライド条項の適切な運用を徹底するとともに、市町村が発注する工事においても同様の対応が円滑に行えるよう、技術的助言を行うとともに、スライド条項の適用に伴う追加費用への国庫補助や、物価高騰対応に係る重点支援地方交付金の拡充など必要な財政的支援を行うこと。

2　資材価格の高騰に関する相談窓口の設置に加え、中小建設業者に対し、セーフティネット保証制度の拡充などの金融支援を講じること。

県央地域の交通網の整備について

県央地域は、東北で唯一の政令指定都市である仙台市を中心に本県の人口の約半数が生活しており、本県はもとより東北地域における文化・経済・教育の中心地である。また、近年では、企業の進出が大変活発であり、宅地化も進行していることから、人口増加に伴う各種インフラの整備が急務となっている。そのため、渋滞緩和や公共交通網の利便性の向上が強く求められている。

特に、仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台東部道路及び仙台南部道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する高規格道路であり、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路である。

都市計画道路宮沢根白石線は、仙台市若林区河原町地区から南光台地区を経て、富谷市を経由して仙台市泉区寺岡地区に至る幹線道路であり、公共交通を中心とする交通体系や災害時の緊急輸送道路としての機能、そして、都市活動を支える道路ネットワークとして各地区を有機的に結ぶことによって、国道４号等の渋滞緩和や公共交通の利便性向上が期待される。さらには、令和 13 年度開院予定の（仮称）東北医科薬科大学富谷メディカルセンターの立地により整備の必要性がこれまでにも増して高まっている。

また、県道大衡仙台線（都市計画道路北四番丁大衡線）は、大衡村の国道４号を起点として大和町を通り、仙台市青葉区の県道仙台村田線に至る路線であり、大和町と仙台市中心部を結ぶ区間の整備が完了したことにより、国道４号や県道仙台泉線などの補完的機能を有するなど、仙台都市圏の交通体系の骨格を形成する幹線道路である。しかしながら、国道４号へ連絡する道路は、富谷市以北においては団地内の既存道路が主であることから、交通渋滞が懸念されている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　令和３年３月に４車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC～富谷 JCT 区間」の早期完成、及び令和６年３月に事業許可を受けた富谷 JCT のジャンクションフル化について早期着工するよう国に働きかけること。

２　都市計画道路宮沢根白石線の未整備区間である富谷市明石地内の整備を早急に行うこと。

３　地域高規格道路の候補路線として検討されている仙台北部道路富谷インターチェンジ（国道４号）から西に延びる自動車専用道路について、県道大衡仙台線までの区間の整備を行うこと。

県南地域の交通網の整備について

東北縦貫自動車道及び国道４号は、宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道４号と常磐自動車道及び国道６号を連結する一般広域道路を高規格道路として整備することが求められている。

また、宮城県南部地域の生活基盤の発展には、環太平洋経済圏と環日本海経済圏の交流の更なる促進が不可欠であり、新潟、山形、宮城及び福島の各県を結ぶ横軸として国道 113 号の整備促進が緊急の課題となっている。

なお、横倉字高森地内の国道 113 号と一般県道佐倉北郷線の交差部において、国道 113 号が一時停止の直角道路となっており、通行が円滑でないほか、事故などの危険性もある。また、横倉字吉ノ内から阿武隈急行跨線橋の区間は片側歩道で、市営水上住宅側には歩道はなく、最近、側溝整備とともに路肩部が整備されたが、緩やかなカーブと交通量の増加によって子供たちの通学路として危険な現況にある。

さらに、国道 349 号は、茨城県水戸市を起点とし、柴田町槻木地内に至る延長約 260km（宮城県管理延長 24.9km）の幹線道路である。福島県と宮城県との社会交流を支え、地域の連携を促すネットワークとして、また、災害時の東北縦貫自動車道や国道４号の代替道路としても重要な役割を担っている。

本路線は、仙台方面と角田市を結ぶ縦軸として最も重要な路線であるが、主要地方道白石柴田線との接続部分は本路線が従道路となっていることから朝夕の渋滞を引き起こしている。これを解消するため、主要地方道白石柴田線との接続部分について、本路線を主道路とする改良が必要である。

また、本路線の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているが、家屋連担等の兼ね合いから道路拡幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、特に大型車輌の増加により、歩道未整備区間での歩行者、自転車通行が危険な状況である。また、令和元年台風第 19 号では江尻字谷津前地内の約 1,800ｍ区間が冠水し、通行できない状況となった。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道４号と常磐自動車道及び国道６号を連結する高規格道路を指定し整備を図ること。

２　横倉字高森地内の国道 113 号と一般県道佐倉北郷線の交差部を、通行が円滑になるよう改良すること。

３　横倉字吉ノ内地内から阿武隈急行跨線橋の北側の区間にも歩道を設置すること。

４　主要地方道白石柴田線との接続部分について、国道 349 号を主道路とする改良を図ること。

５　歩道未整備区間について、安全に通行できるよう自歩道の早急な整備を進めること。

６　江尻字谷津前地内、約 1,800ｍ区間の道路嵩上げ等の改良を図ること。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年３月に発生した東日本大震災では、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」として重要な役割を果たした。

国道 284 号は、平成 31 年４月に国土交通大臣が指定する重要物流道路の代替・補完路に指定され、平常時・災害時を問わず安定した輸送の確保が求められており、さらに、「三陸復興国立公園」や「世界遺産平泉」といった広域的な観光交流拠点を結んでいるほか、三陸沿岸道路と東北自動車道や東北新幹線を結ぶルートにもなっており、所要時間の短縮はもとより、災害に備えたリダンダンシーの確保や大型車両の安全なルートの確立が急務となっていることから、早期高規格化が強く望まれている。

また、三陸沿岸道路の全線開通により、物流の効率化や交流圏域の拡大、救急医療や防災機能の拡充等が図られているが、三陸沿岸道路の更なる機能強化と、接続する道路網の整備・強化は産業振興にとどまらず、防災・減災のほか、地域経済活性化の面からも有効であり、地域住民に安心を与え、地域の発展に繋がるものである。

県最北端に位置する唐桑地域では、東日本大震災の際に至る所で道路が寸断され、長期間孤立状態が続くなど、災害時や緊急時の輸送路・搬送路に関して、常に交通上の支障の発生が危惧されることから、唐桑地域と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未整備区間（舞根～浪板）の早期事業化が強く望まれている。この未整備区間においては、これまでもたびたび大雪による通行止めや令和２年４月に発生した国道 45 号の法面崩落事故に伴う渋滞など、事故や災害のたびに通行に大きな支障が生じており、完成までの応急対策として、現道拡幅などの対策工事を早期に実施し、安全・安心な地域の生活路線を確保することが必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。

２　三陸沿岸道路の更なる機能強化のため、ハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化、２車線区間の４車線化及び付加車線の延伸を図るよう国に働きかけること。

３　唐桑地域と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未整備区間（舞根～浪板）の早期事業化を図ること。併せて地元住民と意見交換しながら進めている現道の安全確保対策（路面標示・部分拡幅等）について、早期整備を図ること。

ローカル線の利用促進に向けた支援について

ローカル線は、地域住民の通学・通勤などの生活の足として重要な役割を担うとともに、地域経済の基盤となる重要な社会インフラである。移動手段の確保、環境負荷の軽減、まちづくりと連動した地域経済の活性化等の観点から、その維持・活性化が求められている。

しかしながら、ローカル線を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、モータリゼーションの進展等に伴って極めて厳しい状況が続いている。

このような中、持続可能な交通体系について建設的な議論を行うため、ＪＲ東日本は令和４年以降、平均通過人員が１日当たり 2，000 人未満の線区の経営情報を開示しており、県内においては、陸羽東線（古川～鳴子温泉～最上）、石巻線（小牛田～女川）、気仙沼線（前谷地～柳津）、大船渡線の一部区間の４路線５区間が該当している。

該当の路線や線区を抱える各自治体においては、開示されたローカル線の実態を踏まえ、協議会や関係自治体による協議が行われ、国や県の関係機関の積極的な動きも見えてきたが、県内ローカル線の全てが厳しい経営状況にある現状に、より一層の危機感を持ち、路線がまたがる県内の自治体はもとより隣県の自治体を含めた連携した取り組みを加速させる必要がある。

令和５年 10 月１日から「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体または鉄道事業者は、国土交通大臣に対し、ローカル鉄道のあり方を協議する「再構築協議会」の組織を要請することができるようになった。改正法は「地域公共交通のリ・デザイン（再構築）」を目的としており、単なる存廃議論ではなく、地域の関係者（自治体、交通事業者、住民、企業等）の連携と協働による持続可能な交通体系の構築について、原則３年の協議期間の中で議論し結論を出すこととなる。

よって、ローカル線存続のため、地域住民の生活の足を守り、地域経済の活性化を図る観点から、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　関係機関との協議推進と利用促進策の展開

国や鉄道事業者等の関係機関と協議・検討を行い、人口減少時代におけるローカル線の維持・確保を図るとともに、交流人口の拡大につながる取組を推進すること。

また、鉄道事業者に対して、沿線自治体が取り組むローカル線の利用促進事業が円滑に実施できるよう、柔軟な協力を強く働きかけること。

２　県の主導的役割と広域連携の推進

公共交通政策においてローカル線の位置づけを明確にし、協議の中心的な役割を担うこと。

また、県内市町村との連携を強化するとともに県境をまたがる路線については隣県と連携し、利活用促進に向けた議論及び広報・イベントなど、沿線自治体と連携した実践活動についても主導的な役割を担うこと。

３　国・県による財政支援の実施

地域の関係者等の連携と協働による持続可能な交通体系の構築について合意された内容の実現に向け、国の支援制度の活用を図るとともに、県においても必要な財政支援を講じること。

4　鉄路の維持に向けた積極的な働きかけ

ローカル線は、生活路線、観光路線として地域を支える公共交通の基軸である。公共交通の再構築検討において安易に鉄路を廃止することのないよう、国並びに鉄道事業者に対し積極的に働きかけること。

宮城県における水道事業の広域化推進について

現在の水道事業は、水需要の減少による料金収入の減少と、施設の老朽化による更新需要の増大、経験豊富な職員の減少など、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している中、持続的な運営の確保が求められている。各自治体の水道事業では、安全で安心な水道水を安定的に供給し続けるための経営努力を続けているが、特に小規模事業では、将来的に事業存続が極めて困難になることが予測される。しかし、経営環境が厳しくなることが分かっていても、職員確保が容易でない状況に加え、経験豊富な職員の退職が続くことで、大規模な災害への対応だけでなく、経営改善を始めとした通常業務そのものの継続が困難な状況となっている。

この状況に対処し、給水を継続し住民の生活を守るためには、水道事業の規模拡大による基盤強化しか選択肢はないと考えられる。他県の広域連携事例においては県や用水供給事業者が取りまとめ役となることで、より広域的な統合を達成している。

宮城県においても、多くの市町に対して浄水を供給する用水供給事業者として、取水から浄水場、送水管に至るまでの施設整備や料金制度の検討に加え、受水市町との連携を通じた危機管理や人材育成等の強化について、その役割を明確にし、主体的に担っていくことが求められる。

令和５年３月に策定された水道広域化推進プランにより進めた「衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注」や「安定的な水供給に向けた相互連携協力」の協定締結や各種研修などへの支援は評価できるものの、小規模水道事業の体力は年々減少しており、検討に時間をかける余裕は無くなりつつある。

今後は取り組みが進められている「ウォーターＰＰＰ（水の官民連携）」についても、スケールメリットの観点から広域化の検討が必要不可欠である。小規模事業体の広域化については、全国に先駆け「みやぎ型管理運営方式」をスタートさせた推進力と技術面・経営面においてノウハウを有する県の強力なリーダーシップにより、広域化に向け業務面、料金格差など各事業体間の課題に寄り添い、連携支援の強化を図り、あわせて用水供給事業者としての県の立場からも、受水市町と十分に協議を行い、広域化の将来像、連携の方向を明らかにし、宮城県水道の目指すべき姿である「安全な水を、いつでも、いつまでも安心して受け取れる水道」を実現するために掲げられている「利用者へのサービスレベルを維持し、参加する各市町村等事業者がメリットを受けられる広域化の推進」について、県が、具体的かつ加速化して進めるよう要望する。

流域治水事業等の推進について

治水事業は、洪水等の災害から生命と財産を守り、さらには地域の生業を守り、安全で活力のある社会基盤を形成するため、最も根幹となる重要な社会資本整備である。

近年、気候変動などの影響により洪水災害が頻発化・激甚化し、国も 21 世紀末には気候変動の影響により全国平均で降雨量が 1.1 倍、洪水発生頻度が２倍になると試算している中で、河川氾濫に伴う浸水被害の防止・低減に向けた備えが喫緊の課題となっている。

また、河川は、市町村をまたがって流れていることが大半であり、市町村間における調整が必須となるが、市町村が管理する準用河川も同様に複数の市町村が流域となっている場合があり、下流域の自治体ほど被害及びその対策の負担が増加する実態にある。

こうした状況を受けて、降雨量の増大に対するハード整備の加速化や上流・下流や本流・支流の流域全体を俯瞰して取り組むことを掲げ、国、流域自治体、企業、住民などの関係者が協働して取り組むため「流域治水関連法」が成立した。

県においては、令和３年３月に『見える川づくり計画 2021』を策定、令和５年３月に更新するなど、流域治水プロジェクトが緒についたところであるが、構成市町における水災害の状況や取り巻く社会環境、財政状況、まちづくりの方針は大きく相違している。

よって、「流域治水関連法」の趣旨に基づく対策推進のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　下流域の浸水被害状況や雨水流出状況を的確に把握するとともに、流域治水の実効性を高めるため、地理的条件や自然的条件、本流、支流の流域全体を俯瞰した総合的な治水対策事業の着実な推進を図ること。

２　上記１及び準用河川の改修事業に対する財政措置を確保・拡充するよう国に働きかけること。

３　流域治水プロジェクトを進めるに当たって、市町村が管理するべき準用河川に係る改修等に関しても総合調整を図ること。

津波浸水想定の対策について

宮城県は、令和４年５月 10 日に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定を公表し、東日本大震災時の津波よりも浸水の範囲が拡大することが明らかになった。

このことにより、沿岸部の自治体は、既存の津波避難施設の再整備や災害対策の拠点となる自治体庁舎・公共施設の移転等の対策が必要になるだけでなく、避難計画の見直し等について、住民に対し、誤解や不安を与えないような丁寧な説明を行うことが求められる等、極めて大きな影響を受けている。

庁舎の老朽化に伴い、現地での建て替えを想定して、複数年にわたる検討や準備を進めてきた県内のある自治体では、宮城県が公表した津波浸水想定の区域に現地が含まれたことから、検討を白紙に戻し移転先となり得る土地の調査や検討を実施したものの、東北で最も狭隘な市域という困難な条件下で、利便性等を踏まえ総合的に検討し、津波浸水想定区域内の現市役所敷地を建設場所として選定した状況にある。

今般、当該自治体では、他施設整備との兼合いや所要一般財源の負担増などから庁舎建設は「凍結」の方針に至ったところだが、老朽化が著しいことから、引き続き、整備に向けた検討が必要である。

また、その他にも老朽化に伴う多くの公共施設の補修や修繕に伴う支出が大きく見込まれているため、昨今のエネルギー価格・物価高騰も相まって事業費が増大することで、財政状況が厳しくなることから、度重なるシミュレーションによる慎重な検討が必要になっている。

よって、これらの自治体の状況等を勘案し、次の事項について国に強く働きかけることを要望する。

記

浸水区域外への移転等を含む公共施設等の防災対策のため、緊急防災・減災事業債の単価引き上げ、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長について特段の措置を講じること。